

# 定 款

2022年6月22日改正

日本郵船株式会社

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本郵船株式会社と称する。

2 英文ではNippon Yusen Kabushiki Kaisha、Nippon Yusen Kaisha、又はNYK Lineと記す。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 海上運送事業
2. 陸上運送事業
3. 航空運送事業
4. 海運、陸運及び航空運送の取扱業及び代理業
5. 貨物利用運送事業
6. 倉庫業、通関業及び物流業
7. 港湾運送事業
8. 海上、陸上、航空複合運送事業並びにその取扱業及びその代理業
9. 海洋・洋上開発及び開発設備の建設及び運営に関する事業
10. 船舶の売買
11. 船舶・海洋構造物・物流施設の建造、改修及び物流に関するコンサルタント業務
12. 輸送情報処理に関する事業
13. 他の事業に対する貸付、保証及び投資
14. 不動産の売買、賃貸、開発、事業企画及びコンサルタント業務
15. マリン・レジャー施設の所有、貸借、管理及び経営
16. 旅行業及び両替業
17. 石油製品・ガスその他の燃料・機械器具その他の物品の売買、製造、リース及び輸出入業
18. 労働者派遣事業及び構内作業請負業
19. 金融業及び保険業
20. エネルギー資源の開発及び供給並びにこれらに関連する事業
21. 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
22. 前各号に附帯し又は関連する事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、298,355,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する買増しを請求する権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主

名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条 当会社は、事業年度末日である毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、当該年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役が招集する。

(附議事項)

第15条 株主総会においては、あらかじめ通知した事項のほか、他の事項を附議することはできない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、委任した株主を出席株主数に算入する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会等

(取締役会の設置)

第21条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、12名以内とする。

2 取締役が退任した場合において、法定の員数を欠かないときは、これを補充しないことができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 定時株主総会以外において選任された取締役の任期は、直前の定時株主総会で選任された他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第25条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名を選定することができる。

る。

4 取締役会は、その決議によって、代表取締役又は執行役員のうちから社長1名を選定することができる。

(執行役員)

第26条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務の執行を担わせることができる。

(取締役会の権限)

第27条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集者)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を選定しない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、この限りでない。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(業務執行取締役でない取締役の責任の一部免除)

第34条 当社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法

令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第35条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第36条 当社の監査役は、5名以内とする。

2 監査役が退任した場合において、法定の員数を欠かないときは、これを補充しないことができる。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(監査役の選任)

第38条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第40条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前に各監査役に発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、この限りではない。

(監査役会の決議の方法)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の一部免除)

第44条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第45条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第50条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をす  
る。

(中間配当金)

第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配

当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第52条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。

(附則)

1. 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

※参考

変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

明治	18年11月 7日	制定	昭和	24年11月29日	改正
"	20年12月15日	改正	"	25年 3月27日	"
"	22年 6月 1日	"	"	25年 8月22日	"
"	23年 9月30日	"	"	26年11月29日	"
"	26年 1月17日	"	"	28年11月26日	"
"	26年12月 1日	"	"	30年 5月27日	"
"	27年12月 6日	"	"	31年 5月30日	"
"	29年 6月25日	"	"	33年11月28日	"
"	31年 6月 3日	"	"	34年11月27日	"
"	31年11月28日	"	"	35年11月28日	"
"	32年 6月 1日	"	"	38年 4月 1日	"
"	34年 6月 1日	"	"	38年11月29日	"
"	36年 6月 3日	"	"	39年 5月29日	"
"	40年 2月13日	"	"	42年 5月30日	"
"	41年 6月26日	"	"	43年11月29日	"
"	43年 1月11日	"	"	44年11月28日	"
"	44年 6月 1日	"	"	48年 5月30日	"
大正	元年11月30日	"	"	50年 5月29日	"
"	4年 7月 5日	"	"	57年 6月29日	"
"	4年12月 3日	"	"	60年 6月28日	"
"	6年 4月25日	"	"	62年 6月26日	"
"	6年12月 3日	"	平成	元年 6月29日	"
"	8年12月 2日	"	"	2年 6月28日	"
"	9年11月29日	"	"	3年 6月27日	"
"	10年11月28日	"	"	6年 6月29日	"
"	12年 3月15日	"	"	12年 6月29日	"
"	15年 5月29日	"	"	13年 6月28日	"
昭和	10年12月 4日	"	"	14年 6月27日	"
"	13年12月 1日	"	"	15年 6月27日	"
"	14年 6月 5日	"	"	16年 6月29日	"
"	14年 9月15日	"	"	17年 6月28日	"
"	14年12月 4日	"	"	18年 6月28日	"
"	15年 6月 6日	"	"	19年 6月27日	"
"	16年 6月 6日	"	"	20年 6月24日	"
"	17年 5月29日	"	"	21年 6月23日	"
"	17年11月27日	"	"	27年 6月23日	"
"	18年 5月28日	"	"	29年 6月21日	"
"	18年 7月 1日	"	"	29年10月 1日	附則削除
"	18年11月26日	"	"	30年 6月20日	改正
"	19年 5月26日	"	西曆	2020年 6月29日	"
"	19年 8月 7日	"		2021年 6月18日	"
"	19年12月23日	"		2022年 6月22日	"
"	20年 1月26日	"			
"	20年 5月 4日	"			
"	22年 3月15日	"			
"	22年 5月 7日	"			
"	24年 4月 8日	"			
"	24年 5月31日	"			
"	24年11月22日	"			